

【職員体制について】

(質問)

職員体制について伺います。市全体として、昨年度の予算ベースと決算ベースでの常勤職員、任期付短時間職員の数のかい離がどれくらいあるか教えてください。

<答弁>

常勤職員について、平成30年度の病院、上下水道の企業会計を除いた一般会計、特別会計をあわせた予算ベースの人数は、2502人です。これに対し決算ベースの人数は、2474人となっており、その差は28人です。

任期付他院時間勤務職員については、同じく平成30年度の企業会計を除いた一般会計、特別会計をあわせた予算ベースの人数は、244人です。これに対して決算ベースの人数は、225人で、その差は19人（欠員11人、自己都合8人）となっております。

(質問)

そのうち、特にかい離が大きい部局や課、業務内容及び任用形態を教えてください。また、その要因をどのように考えておられるのかも教えてください。

<答弁>

大きなかい離が見られるのは任期付短時間勤務職員の社会福祉主事で、この社会福祉主事は、福祉事務所のケースワーク業務などを行っております。

かい離の要因としましては、たとえば職員採用時の応募者数が少ないことのほか、採用後に転職など自己都合で退職されることによるものでございます。

(質問)

欠員が生じた場合の人員の補充の方法やタイミングについて、詳しく教えてください。

<答弁>

任期付短時間勤務職員の採用試験は、基本的には3年間の任期の節目で実施しておりますが、必要に応じて3年間の任期の途中でも実施しているところです。どの任用形態においても、欠員が生じた場合には、基本的に臨時職員を雇用するなど必要な措置を講じております。

(質問)

業務によっては、人員不足が慢性化、常態化しているように感じていますが、その要因をどのように分析されているでしょうか。また、適正な人員を確保するためにどのような取組みをされてきたのか、さらに、今後、人員確保策として考えておられることがあれば、あわせて教えてください。

<答弁>

人員につきましては、毎年度状況を精査し、常勤職員と非常勤職員全体で最も効果的・効率的な体制を構築することを基本に定数管理を行っておりますが、その中で、中途退職等によりやむを得ず欠員が生じている状況にあります。結果として多数の欠員が生じていることについて、適正な執行体制の確保に向けて、たとえば多様な雇用形態を活用した職場体制において、業務内容に応じた体制の再構築を検討しているところです。人員確保については、引き続き社会情勢や政策推進の状況等を踏まえ、必要に応じて常勤職員の増員による体制強化を進めるとともに、人材戦略に基づき、SNSの活用や民間の就職説明会への参加、オープンオフィスの実施などにより採用情報の発信強化に取り組んでまいります。

(質問)

本来、任期付短時間勤務職員で配置予定のところに臨時職員が配置されると、現在、従事しておられる方々に少なからずしわ寄せがあるように思いますが、その方々へのフォローアップは何か講じてこられたのでしょうか。

<答弁>

たとえば福祉事務所においては、現在、課内会議や係会議等において、課員が活発に意見を出し合える場を設け、個々が抱えている問題を組織的に把握し、担当業務の変更など具体的な対応を図り問題を解決できるよう取り組んでおります。市組織全体としては、総務部に配置している相談員や医務室において個別面談等を実施し、職員や職場のフォローを行っているところです。

(意見・要望)

市が任期付短時間勤務職員としての配置が妥当と判断しながら、欠員が生じ、臨時職員での補充が常態化することは、その業務や事業に従事している他の職員にとっても、サービスを受ける市民にとっても決して好ましいことではありません。任期付短時間勤務職員の採用試験は基本的には3年間の任期の節目で実施されており、ということは、1年目に欠員が生じた場合は、3年間、欠員として、臨時職員の補充が続くこととなります。必要に応じて3年間の任期の途中でも採用試験を実施しているとのことでしたが、応募者数が少ないなどで欠員が生じた場合は、随時、採用試験を実施して、臨時職員での補充は限定的、臨時的に留めるよう努めるべきと意見しておきます。さらに、任期付短時間勤務職員としての採用や定着が困難な業務については、常勤職員の増員を積極的に検討することを強く要望しておきます。また、現時点において、欠員により、臨時職員が配置されている職場に従事されている職員の方々にとっては、少なからず業務の負担やしわ寄せが発生していることが想定されますので、その点をしっかりとフォローや対応して頂きたいと要望しておきます。

【愛着障害について】

（質問）

愛着障害について伺います。最近、保育所や幼稚園、学校、そして家庭などで、様々な行動の問題があり、その対応や支援に困難を極める子どもが増え、私のもとにもお悩みの声やご相談が寄せられることがあります。また、「発達障害と診断を受け、一般的な支援方法を実施しているが効果が出ない」、「発達障害が疑われたので受診したが、発達障害ではないと診断され、どのような対応、支援をすればよいのか分からない」といったケースもしばしば起こっているようです。そこで、私が最近、その理解と支援の重要性、必要性を強く感じているのが愛着障害です。愛着障害、いわゆる親子の愛着形成に関する市の認識を教えてください。

＜答弁＞

親子関係において、保護者が子どもの特性・特徴や行動の意味を理解し、子どもの思いをきちんと受け止め、安心感を与えることが親子間の愛着形成につながりますし、保護者にとって、子どもとの関係が良くなることで子育ての不安や負担感も軽減されるものと考えます。また、子どもにとって、大人との安心できる関係性は、人との信頼関係を育む力や、自己肯定感を高めることにつながります。このように子育て支援において、親子の愛着形成は大変重要なこと認識しております。

（質問）

発達障害については、世間的にも認知されつつあると思いますが、発達障害と混同しやすい愛着障害、愛着の問題を抱える子どもを見極め適切な支援が必要と考えますが、実態把握や支援体制の構築の必要性について市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

実態把握につきましては、乳幼児健康診査などで把握した発達や行動に課題のあるお子さんについて、小児神経専門医の二次健診や発達相談を行い、必要に応じて、専門医療機関の診断・治療や療育機関につないでいます。安定した愛着が形成されず、発達障害と似た症状を呈することもあり、また、一方で、発達障害が原因となり、親子の愛着形成が難しくなることもあります。発達や行動の課題が愛着形成に関わるものと考えられる場合には、子どもの発達支援だけでなく、親子の関わり方や育児の困りごとの相談に応じるなど、保護者に寄り添った支援を行っています。

子育て支援センターほっぺで受ける子育て相談の中にも、子どもの特性と、保護者の子育てに対する考え方が合っていないため、子どもの行動が理解できず、関係性がうまくいっていないことに悩んでおられる場合があります。愛着形成を含む親子関係の課題を抱える家庭へは、相談支援が早期に実施されることが有効であり、育児に悩みながらも家から出にくい保護者に対しては育児支援家庭訪問事業としてアウトリーチによる相談・支援を実施しておりますが、必要に応じて関係機関とも連携しながら支援を実施しております。

(質問)

様々な現場で愛着障害の子どもたちと関わっている保護者や関係者への寄り添いや支援、また、愛着障害を正しく理解するとともに、社会的認識を高めるための市民への周知の必要性についての市の見解、さらに、保育教諭等支援に関わる人たちへの研修等、愛着障害に関する市の取組みをお聞かせ下さい。

<答弁>

今年度保護者向けの事業として、親子の関係改善を目指し、愛着形成について子育てを振り返りながら学ぶことが出来る連続講座『安心感の輪』子育てプログラムを開始しました。定員を大きく上回る応募があり、追加開催することによって、より多くの保護者に受講して頂けるよう対応しております。また、こども園でも愛着形成をテーマにした保護者講演会を 3か所で実施しました。

さらに、こども園職員や学校の教職員等を対象の研修への講師派遣や、こんにちは赤ちゃん訪問員と主任児童委員の合同研修会においてこのプログラム内容の研修の実施など、支援者向けの研修も実施しております。

同時に、子育て中の全ての保護者に、こどもが安心を感じることの重要性を伝える啓発活動も大切であると考えており、ホームページへの掲載等検討して参ります。

(意見・要望)

和歌山大学教育学部の米澤好史教授によると、「発達障害と捉えられている子どもの中に、「愛着の問題を抱える」という視点で捉え直すことで、その子の抱えている問題がクリアに見えてくることがある」とのことです。この点は、健康医療部、こども未来部の両部長の答弁からもしっかりと理解、認識されて、支援体制を構築し、対応して頂いていることが理解できました。また、この問題意識や認識は、現場で子どもに関わっている人ほど実感 されていると思いますので、関係課、関係機関や関連施設など現場で子どもたちに関わっている職員の方々の感覚を大事にし、困り感を抱いている子どもたち、支援している親や先生方に今後もしっかりと寄り添って頂きたいと思えます。また、愛着形成をテーマにした講座や研修は、保護者向けにも、支援者向けにも実施意義もニーズも非常に高いことから、来年度以降、より事業を拡大し、積極的に開催して頂きたいと強く要望しておきます。さらに、愛着障害の社会的認識を高めるために、市民への周知や啓発等についても、積極的に行って頂きたいと要望しておきます。

【産後の家事育児支援について】

(質問)

産後の家事育児支援について伺います。現在、市は、母親の心身の不調や育児に不安があるなど、養育を安定して行うことが出来ないと思われる産後3か月未満の産婦とその子どもを対象に産後ケア事業を実施しています。ただ、産後は誰でも体力的にも精神的にも不安定になりやすく、そんな中で、24時間ほぼ休みなして育児をすることは、かなり大変なことだと思います。そのような産後の母親の負担を減らすために、産褥期もしくは産後半年くらいまでの間、どのような支援が受けられるのか、教えてください。

<答弁>

出産後3か月までの産婦については、例えば、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいない、お産と育児の疲れから体調がよくないなどで支援が必要な方には、母子保健課が実施する産後ケア事業において母体の休養や乳児のケアといった支援につないでいます。産褥期に限らず、育児疲れ等でお子さんの預かりが必要であれば、子育て短期支援事業やファミリーサポート事業につなぎ、対象がひとり親家庭であれば、日常生活支援事業としてヘルパーを派遣する制度につなぐ等、家庭の状況やニーズに合わせて利用できるサービスにつないでいます。また、こんにちは赤ちゃん事業で、家事支援サービスのご案内を記載した「子育てサービスガイド」を全戸配布する等、情報提供しています。

(質問)

誰でも利用できる既存の家事育児支援の事業としては、ファミリーサポート事業や社会福祉協議会のくらしささえあい事業の中の生活支援事業が考えられますが、産褥期もしくは産後半年くらいまでの間の産婦が家事や育児支援のヘルパーとして、これらの事業を活用している実績について、分かる範囲で教えてください。また、社会福祉協議会のくらしささえあい事業の中の生活支援事業において、支援をする側の方はこういった方なのか、どの程度、柔軟な対応が出来る状況なのか教えてください。

<答弁>

ファミリーサポートセンター事業については、国の通知により事業内容が定められており、家事支援を行うことは出来ませんが、子どもの預かりや送迎などの育児支援についての活動実績では、0歳児で平成30年度56件となっております。なお、月齢での集計は致しておりません。活動内容としては、主に他の子どもの病気等で保護者が関わる間や、レスパイト等による預かりが多くなっております。

また、くらしささえあい事業について豊中市社会福祉協議会に詳細を確認しましたところ、子どもの年齢や月齢での集計はしていないとのことでしたが、生活支援事業のうち、産前産後での利用が多い子育て家庭向けの育児家事支援は、

平成30年6月～令和元年5月までの月ごとの利用人数の合計で184件です。

支援者である安心サポーターは事業全体で約600人、その多くは女性で時間に余裕があり、ファミリーサポートセンター事業の援助会員を兼ねている方もおられます。対応については、依頼者のニーズに合わせて、調理、掃除、整理・片付けなどが多くなっております。

(質問)

他の自治体では、出産した母親の心と体のケアにも対応できる家事・育児支援のヘルパー等の事業者と提携し、各事業者が提供するサービスの利用者に対して、利用費の一部を助成する事業を実施している所があります。産褥期もしくは産後半年間を対象期間として、通常1時間3000円から5000円ほどの支援サービスを、1時間1000円から2000円ほどで利用できるように、上限時間数を設定して助成しておられます。豊中市としても、同様の助成制度を実施してはと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

実家が遠いなど、身近な親族からの支援を受けられない家庭も多く、家事支援にかかるあり方は検討課題と考えています。産後の家事・育児支援を含めた子育て支援サービスの充実について、他市の取り組みも参考にしながら、課題の整理と手法や対象者等についての検討を行います。

(意見・要望)

産後間もない母親が誰でも気軽に家事や育児支援のサービスを利用できる環境を整え、母子の安定した愛着形成や育児不安の解消を目的に、豊中市版産後家事育児支援事業の実施を是非とも前向きに検討頂きたいと強く要望しておきます。この事業の提案は、男性の家事や育児の責任放棄を念頭にしている訳では決してなく、産婦がたまに自分の時間を持ち、休息したり、リフレッシュしたりできるだけ、家事や育児に対して肉体的にも精神的にも余裕やゆとりが生まれると思っておりますので、よろしくお願い致します。

【小中学校の保護者負担費について】

（一問目）

小中学校の保護者負担費について伺います。まずは、保護者負担費の集金はどの様にして行われているのか教えて下さい。また、保護者から納入された費用の徴収管理は誰がどのように行っておられるのか教えて下さい。

<答弁>

保護者負担費の集金については、今年度より原則として小中学校で保護者の銀行口座からの引き落としによって行っております。また、保護者から納入された費用の管理、運営、執行については、今年3月に教育委員会において定めました「保護者負担費等に関するガイドライン」及び「保護者負担費等会計事務マニュアル」に従い、学校長が総括し、主として学校事務職員が事務を担っています。

（二問目）

保護者負担費の会計事務は、主には学校事務職員が担い、基本は、一人で行われています。業務負担の点、大金を一人の方が管理するという点で課題や問題はないと考えておられるのか見解をお聞かせ下さい。また、保護者負担費の未納については、誰がどのような形で、対応されているのでしょうか。参考までに、各学校における保護者負担費の未納額や未納率を教えてください。さらに、未収金の対応でトラブルが生じていないかなどの把握や確認は教育委員会として、これまでされてきたのでしょうか。

<答弁>

保護者負担費の会計事務については、「ガイドライン」により統一的なルールを定めております。校長・教頭は総括責任者として点検及び審査を行い、教員は予算の立案を行っております。出納業務を行う学校事務職員は、学校事務の様々な課題に対応していくために複数の学校事務職員が共同して学校事務を行う「共同実施支援室」と連携して業務にあたり、複数の目でチェックできるよう行っております。

未収金については、管理職・教員・学校事務職員が連携・協働して丁寧に対応しております。今年度については、10月にガイドラインやマニュアルを各学校において適正に運用できているかの調査を行い、全校の取り組み状況と未収金について把握を行ったところです。未収金の合計額は全校平均、前年度分までが75293円（総額約444万円）、今年度分が年度途中で回収できていない分も含め283187円（総額約1670万円）です。未収のある児童生徒数の割合は5.2%です。未収金の対応については、大きなトラブルの報告はありませんでした。

（三問目）

平成29年度の包括外部監査で、「学校によっては、学校徴収金の支払いが滞る保護者が散見され、教職員が個人的に立替えざるを得ない状況になっているケースが

あった」と指摘されています。その上で、「学校徴収金の未納に伴う問題点については、教育委員会が実態を調査し、迅速な対応が望まれる。徴収については統一的なマニュアルを作成し、滞納が生じた場合には教育委員会としても各学校を指導することが考えられる」と意見されています。それに対し、今年9月に出された『平成29年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況』では、「保護者負担費等会計事務マニュアル」に、保護者負担費の未収に関する対応方法を記載し、平成31年4月からマニュアルに沿った運用を進めているとして、措置済となっています。保護者負担費の未収に伴う対応策については、現在検討中で、未だに問題が解決した訳ではないと思いますが、包括外部監査の意見に対して、措置済と報告された理由を教えてください。また、保護者負担費の未収に対する具体的な対応方法とは何なのか、教えてください。今年度は、保護者負担費の未納や、教職員が個人的に立替えざるを得ない状況は発生していないのでしょうか、教えてください。

<答弁>

包括外部監査では、未納対応方策の一つとして、教職員の立替えなど教育現場に任せるだけでなく、教育委員会において実態調査、それに基づく統一的なマニュアルを作成し、対応していくことを意見として出されております。教育委員会では、これを受けて平成28年度に徴収額等についての全校調査を行ったほか、平成29年度から30年度にかけては、ガイドライン策定のために保護者負担費検討委員会を教育委員会内に設置し、各学校から管理職や当該事務を担っている学校事務職員と共に、課題の整理、新たな統一ルールの検討を進め、マニュアルを作成し、平成31年4月より各学校においても取組みを進められるように支援体制を構築したことから、今回措置済みとしたものであり、今後マニュアルに基づき適正な管理に努めてまいります。

マニュアルでは未収に対する具体的な対応方法として、学校で発行する「学校だより」等を活用した保護者への適時適切な情報提供を行うことによる未収の未然防止の他、実際に未収が発生した場合には、保護者に対して文書配布や面談、電話による確認を行うこと、また口座未開設者に対しては口座開設と口座振替依頼書を提出してもらうよう働きかけること、さらに公的給付の未収費用への充当方法を具体的に示し、管理職・教員・学校事務職員が連携・協働して進める取組みを支援しています。また、今年度においても保護者負担費の未納は発生しておりますが、それを教職員が立て替えているケースの報告はありません。

(四問目)

本市は、平成24年に学校給食の会計を公会計処理に改めましたが、その理由を教えてください。学校給食費の徴収における課題と保護者負担費の徴収における課題は非常に似ている様に思いますが、保護者負担費を公会計処理に改めることは考えられないのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

学校給食費は、国の公益法人制度改革に伴う財団法人豊中学校給食会の解散を契機に平成24年度に公会計化しました。結果として、学校給食における会計の透明化が確保され、調整業務が市に移管されることで教職員の勤務負担軽減にもつなげることができました。保護者負担費の公会計化については、現在のところ根拠法令の位置づけが難しく、公会計化をしている事例が少ないのが現状ですが、引き続き、保護者負担費検討委員会で他市事例をふまえ検討を進めてまいります。

(五問目)

『平成29年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況』では、「今後は民間活力を導入しながら徴収管理を進める業務フローの検討、保護者負担費と合わせて効率的に徴収管理できる業務の検討を進めます」とあります。具体的にどのような検討がなされ、どのような形で民間活力を導入しようと考えておられるのか、教えて下さい。

<答弁>

今年度の保護者負担費検討委員会では、事務の効率化を図るとともに、より効率的効果的に事務を行うため民間活力を活用できないか検討を進めております。なお、民間活力を導入した徴収管理は、公会計化が前提になるものと考えており、他市で事例のある公会計化も視野に現在検討を進めています。

(意見・要望)

保護者負担費の未納の問題については、包括外部監査の指摘もあり、統一的なマニュアルを作成し、今年度より取組みを進めておられるようですが、未収金の合計額は、前年度分までに比べて、今年度分は大幅に増えており、根本的な解決には繋がっていないように思います。先程、「未収金の対応については、大きなトラブルの報告はありませんでした。」と答弁されましたが、これだけの未納が発生している訳ですから、現場がおっている負担について、もっと深刻に受け止めるべきだと思います。その上で、保護者負担費の公会計化を含め、早急に保護者負担費の未納問題を根本的に解決する策を講じるべきと意見しておきます。また、包括外部監査の結果や意見に対して、措置済とされているものに対する内容や効果の検証を継続的に実施し、監査の実効性を高める仕組みを早急に構築して頂くことも合わせて要望しておきます。